

答 申 第 2 号

平成 23 年 1 月 28 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 山下 淳

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 22 年 8 月 13 日付け諮問第 47 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

保安林復旧計画書等

## 答 申

### 第1 審議会の結論

本件異議申立ての対象となった「保安林復旧計画書等」の部分公開決定において、兵庫県知事が、非公開とした「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」についてはこれを公開し、公開とした「通報者である異議申立人の氏名」についてはこれを非公開とすべきである。

### 第2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成22年6月11日、異議申立人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成22年6月22日、実施機関は、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成22年7月23日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである。

- (1) 保安林復旧計画書
- (2) 保安林内立木の違反伐採について（伺い）
- (3) 保安林復旧計画書受理通知

#### (4) 保安林復旧実施計画実施報告書

### 5 諮問

平成 22 年 8 月 13 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開審査会に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、非公開部分のうち「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」について公開し、公開された「通報者である異議申立人の氏名」を非公開とするとの決定を求めるものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 異議申立人は、保安林無許可伐採の通報者であり、非公開とされた事業者名については了知しており、また、県農林振興事務所職員も異議申立人に対し、事業者名を明らかにしているため、事業者名を公開したとしても当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

過去において、同事務所管内において普通林の無許可伐採があったときは全面公表しているのに、法律上、より厳格さが求められる保安林の無許可伐採については公開されないのは不公平である。

(2) 保安林無許可伐採の「通報者である異議申立人の氏名」を本人に対してであるとはいえ、公開することによって個人情報を流出させることは絶対に許せないことである。

非公開情報に該当するか否かは、一般人を基準として判断すべきであるから、本人であっても公開すべきではない。

例えば、通報の一方当事者や不特定多数者に通報者の氏名、住所等が知ら

れば、通報者に対して危害が及ぶおそれがあるので、個人情報公開することは許されない。

異議申立人の氏名の公開にかかわった職員については処分すべきであり、今後、このようなことが二度と起こらないよう、指導を徹底すべきである。

#### 第4 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

##### 1 条例第6条第2号の該当性

確かに、条例第6条第2号該当を理由に非公開とした事業者は、保安林の無許可伐採を行っているが、復旧に関する行政指導に対して、「保安林復旧計画書」を提出し、保安林の復旧を行い是正しているところである。

とすれば、「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」を公にすることにより、当該法人の事業活動に関して行政指導を受けたことが明らかとなり、法人の信用や社会的評価の低下を招くことから、条例第6条第2号の法人に関する情報に該当する。

なお、異議申立人は、保安林無許可伐採の通報者であり、非公開とされた事業者名については了知しており、当該事業者名を公開しても、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないと主張する。

しかし、公文書公開制度は、請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることから、非公開情報に該当するか否かは、一般人を基準として判断すべきである。

##### 2 「通報者である異議申立人の氏名」の公開について

「通報者である異議申立人の氏名」については、非公開情報とすべきであったが、実施機関において、誤って公開したものであり、今後、このようなことがないようにする。

## 第5 審議会の判断

### 1 条例第6条第2号の該当性について

実施機関は、条例第6条第2号に該当するとして、「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」を非公開としていることから、以下検討する。

この点について、実施機関は、「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」を公にすることにより、当該法人の事業活動に関して行政指導を受けたことが明らかとなり、法人の信用や社会的評価の低下を招き、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると主張する。

しかしながら、保安林の無許可伐採は、森林法第34条により禁止されている違法行為であり、これに違反した場合には、同法第206条に規定する罰則の対象になることからすると、当該法人が、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

また、当該法人は、行政指導に従い「保安林復旧計画書」を提出した上、保安林の復旧を行い是正していることから、その結果を公表したり、説明を十分に行うなどにより、信頼の回復を図ることが可能であることからすると、事業者名が公になったとしても、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとまでいうことはできない。

よって、「行政指導を受けた事業者名が特定できる部分」については、条例第6条第2号には該当しない。

### 2 「通報者である異議申立人の氏名」の公開について

実施機関は、「通報者である異議申立人の氏名」を公開しているところ、個別具体的に判断すれば、異議申立人の氏名は、異議申立人本人にとって「通常他人に知られたくないと認められるもの」（条例第6条第1号）には該当しないと思われる。

しかしながら、公文書の公開義務を規定している条例第6条は、本人から公

開請求があった場合と本人以外の者から公開請求があった場合とを区別していないことから、公文書公開請求に対する決定は、請求者が誰であっても一律に行われるべきものであると解される。

とすれば、違法行為を行政機関に通報した者の氏名については、特定個人の主観的判断のいかんを問わず、社会通念に照らして判断すると「通常他人に知られたくないもの」と認められる。

また、実施機関においても、非公開とすべき情報を誤って公開としたことを認めているところである。

よって、「通報者である異議申立人の氏名」は、条例第6条第1号に該当する。

3 以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

## 審 議 の 経 過

(参考)

年 月 日	経 過
22. 8. 13	・ 諮問書の受領
22. 11. 29	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
22. 12. 13	・ 異議申立人の意見書の受領
22. 12. 14	・ 諮問庁から非公開理由の説明聴取 ・ 審議
23. 1. 21	・ 審議
23. 1. 28	・ 答申

### 主に調査審議に関与した委員

#### 情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部 会 長 中 川 丈 久  
委 員 正 木 靖 子  
委 員 増 野 俊 則  
委 員 高 田 起 一 郎